

令和 年 () 第 号等

捨
印

債務者

供 託 費 用 請 求 書

金沢地方裁判所 (□ 支部) 御中

令和 年 月 日

住所

第三債務者

代表者 印

上記事件にかかる供託に要した費用 (..... 法務局 (□ 支局) 令和 年度金第 号) について、次のとおり請求します (ただし、をしたものに限る。)

- 供託金提出費用 円
- 法務局からの供託書正本送付費用 円
- 事情届提出費用 円
- 供託に要する書類及び事情届作成費用 円
- 資格証明書取得費用 円

【上記記入例】

供託金提出費用 84 円、法務局からの供託書正本送付費用 84 円、事情届提出費用 94 円、供託書作成費用 150 円、事情届作成費用 150 円、資格証明書取得費用 768 円 (600+84+84)

供託費用の請求について以下の点にご注意ください。

- ・ 供託費用は、差押が競合した等の事情により、第三債務者において法律上差押債権を供託するべき義務が生じた場合に請求することができます。
- ・ 供託費用の請求は、第三債務者において支出した費用の内、法律上認められる金額の範囲で請求が認められることとなります。請求書に記載された金額の全てが認められない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ・ 請求書に記載された金額について、裁判所から確認等させていただくこともございます。また、場合によっては、請求書に記載された金額の支出を裏付ける資料の提出を求める場合もございます。
- ・ 先に事情届を提出した供託について、その費用を請求することはできません。請求書は、その費用を要した供託についての事情届と同時にご提出ください。
- ・ 請求書に記載された供託費用の支払いは、その費用を要した供託金から支払われることとなります。したがって法務局から支払いを受けることとなりますが、法務局から支払いを受けるために必要な書類は裁判所から発行します。この書類の送付に要する費用及び法務局から支払いを受けるにあたって費用を要した場合のその費用は、それぞれ第三債務者の負担となります。場合によっては、供託費用を請求することによりかえって金銭的なご負担が増えることもございますのでご注意ください。
- ・ 金沢地方裁判所では供託金を債権者に配当等する手続に合わせて供託費用の支払いに必要な書類を発行します。これに伴い、請求書をいただいてから支払いを受けていただくことができるようになるまで数か月を要する場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 法務局から支払いを受けるにあたっては印鑑登録証明書の提出が求められる場合があります。供託費用請求書の住所の記載についても、印鑑登録証明書に記載される住所を記載するようご注意ください。